

商工中金からのご案内

自助努力による経営改善を行うものの、金融機関との取引状況の変化により影響を受けている中小企業の皆様へ 経済再生改革対応緊急貸出制度

制度の概要は...

業況が低調等であるため経営改善に向け真摯な取組みを行うが、取引金融機関より、貸し渋り・貸し剥がしの取り扱いを受け、資金繰りに困難をきたしている中小企業の方を対象とする制度です。

制度の対象となる事業者は...

自助努力による経営改善を行う中小企業の方であって、債務超過でなく債務の履行状況には問題がないが、業況が低調ないしは不安定にあるあるいは財務状況について過小資本である等問題を持っており、次の(1)及び(2)の要件を満たす方。

ただし、当金庫がかかる対象者の申込みに応じて金融審査を行い、業況の改善が見込まれることについて経営改善計画書等により確認でき、かつ返済力に問題がないと認められる場合に貸出を行うものとします。

(1) 不良債権処理の加速策の一連の措置を理由として取引金融機関から借入残高の減少等の要請(注)を受けたこと。

(2) 主力取引金融機関の金融支援が見込まれること。

(注) 約定した返済条件以上の弁済、当座預金の解約、借入残高が減少している中での担保・保証人の追加、相当程度の金利の引上げ等の要請を含みます。

対象となる資金は...

当面の資金繰りを安定化させるために必要な長期運転資金、短期運転資金(含手形割引)であって、経営改善計画を実施するうえでも必要であると認められる資金。

借入条件は...

- 金額 ...1億円以内(ただし、金融環境変化対応資金の担保免除特例制度の貸出残高と合算の限度となります。)
- 利率 ...当金庫所定の利率
- 期間 ...5年以内(うち据置6ヶ月以内)
- 取扱期限...17年3月31日

担保は...

担保が不足する場合は、事業の見通しを考慮し、5千万円を限度として貸付額の50%まで担保徴求を免除することができる。(ただし、金融環境変化対応資金の担保免除特例制度の担保免除残高と合算での免除限度となります。)

保証人は...

原則として必要です

必要書類等は...

- 3期分の決算書、最近の試算表、経営の改善に関する計画書、貸出対象者としての要件を確認できる資料等をご用意下さい。
- ご融資の際に所定の契約書、商業登記簿謄本、印鑑証明書等が必要となりますが、必要となる時点で担当がまとめてご依頼申し上げます。

お問合せ先 商工中金 支店 TEL - -

商工中金からのご案内

最近の経済環境の変化等で影響を受けている 中小企業の皆様へ 緊急経営安定対応貸付制度 中小企業経営支援資金

対象となる事業者は...

社会的、経済的環境の変化等外的要因により、下記の から のいずれかの経営状態になっており、中長期的に業況が回復し、発展が見込まれる中小企業の方

最近の決算期における売上高が前期に比し、10%以上(16年3月31日までは、5%以上)減少していること、又は最近3ヶ月間の売上高が、前年同期を下回り、かつ、今後も売上減少が見込まれる。

最近の決算期における純利益額又は売上高経常利益率(償却前)が前期に比し悪化している。

最近の取引条件が、回収条件の長期化又は支払条件の短期化等により、悪化している。

対象となる資金は...

経営基盤の強化を図るために必要な長期運転資金

貸付条件は...

- 金額 ... 4億8千万円以内
- 利率 ... 年1.65%

ただし、担保提供の一部免除の場合年1.75%~1.90%(担保免除割合によって、利率が異なります)

(利率は平成15年2月3日現在)

- 期間 ... 5年以内 特に必要な場合は7年以内
(うち据置1年以内、特に必要と認められる場合2年以内)
- 担保・保証人

原則として必要です。ただし、担保が不足する場合に一部免除の特例があります。

- 取扱期限...平成24年3月31日

必要書類等は...

- 3期分の決算書、月別売上資料、最近の試算表等をご用意下さい。
- ご融資の際に所定の契約書・念書、商業登記簿謄本、印鑑証明書等が必要となりますが、必要となる時点で担当がまとめてご依頼申し上げます。

* ご不明の点については窓口あてご照会ください。

お問合せ先 商工中金 支店 TEL - -

商工中金からのご案内

最近の経済環境の変化等で影響を受けている 中小企業の皆様へ 緊急経営安定対応貸付制度 中小企業運転資金円滑化資金

対象となる事業者は...

最近の経済環境の変化等により事業活動に影響を受けており、下記 、 、 の要件をいずれも満たしている中小企業の方

最近の売上が一定水準以上減少している

手元資金が減少したり、取引条件が悪化している

中長期的に業況の回復が見込まれる

* 詳細は裏面をご覧ください。

対象となる資金は...

資金繰りを安定させるために必要な長期運転資金

貸付条件は...

- 金額 ... 1億5千万円以内
- 利率 ... 年1.7% (利率は平成15年2月3日現在)
- 期間 ... 5年以内 (うち元金据置期間1年以内)
実情に応じ7年以内 (うち元金据置期間1年以内)
- 取扱期限...平成16年3月31日
- 担保・保証人

原則として必要です。ただし、担保が不足する場合に一部免除の特例があります。

必要書類等は...

- 3期分の決算書、月別売上資料、最近の試算表等をご用意下さい。
- ご融資の際に所定の契約書・念書、商業登記簿謄本、印鑑証明書等が必要となりますが、必要となる時点で担当がまとめてご依頼申し上げます。

この制度融資が利用いただける方は...

・対象となる事業者

以下の1、2、3のいずれにも該当する中小企業の皆様です。

1 売上状況が次のいずれかに該当すること

- ・最近3または6か月(急激な環境変化によるものと認められる場合^(注)は1ヶ月)の売上が、前年同期に比し5%以上減少しており、今後も売上減少が見込まれる。
- ・最近3または6か月(急激な環境変化によるものと認められる場合^(注)は1ヶ月)の売上が、2年または3年前の同期比5%以上減少しており、かつ前年同期に比し減少し、かつ今後も売上減少が見込まれる。

(注)急激な環境変化によるものと認められる場合とは・・・

災害、大型倒産及び予期せぬ事件や事故等の発生によって、事業活動に甚大な影響が明らかに認められる場合をいいます。

2 財務数値が次のいずれかに該当すること

- ・最近の決算時の当座比率や手元流動性比率が前期決算に比べ低下している。
- ・取引先からの受取条件が長期化したり、取引先への支払条件が短縮化している。

3 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること

(事業経営改善計画書をご提出いただきます。)

* ご不明の点については窓口あてご照会ください。

お問合せ先 商工中金 支店 TEL - -

商工中金からのご案内

金融機関との取引状況の変化により影響を受けている 中小企業の皆様へ 緊急経営安定対応貸付制度 金融環境変化対応資金

対象となる事業者は...

金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしているものの、中長期的には資金繰りが改善し経営の安定が見込まれる中小企業の方で、次の から の要件のいずれかを満たしている方。

取引金融機関（注1）が行政庁から業務停止命令（一部業務停止命令を含む）を受けた取引金融機関（注1）が別に定められた実質的に経営破綻の状態等にある破綻金融機関等からの借入金等が株式会社整理回収機構に譲渡されており（注2）、経常利益を計上している等（注3）、業況が順調であると認められる経営状況が悪化していないにもかかわらず、取引金融機関との取引状況が変化している（注4）

注1) 取引金融機関（上記、 ）

取引の主力である金融機関あるいは最近時において全借入金額の20%以上の金額について借入実績のある金融機関。

注2) 整理回収機構が再生があるものとして、取引金融機関からの借入金等の債務の信託を受けた場合も含む

注3) 次のいずれかを満たす必要があります

- ・ 有利子負債（長短借入金及び社債）を営業キャッシュフロー（営業利益の1/2+減価償却費）で除した必要返済期間が20年以内であること
- ・ 償却前経常利益が黒字であること
- ・ 債務超過の状態でないこと
- ・ 上記に準ずると認められること

注4) 最近における税引前損益又は経常損益が、前年同期若しくは2年前、3年前の同期比悪化していないにもかかわらず、取引金融機関からの資金調達が困難になっていることが認められること等、別に定められた要件があります。

対象となる資金は...

金融機関との取引状況の変化に伴い、必要とする長期運転資金

貸付条件は...

- ・ 金額 ... 1億5千万円以内
ただし、16年3月31日までは、**2億円以内**
- ・ 利率 ... 年1.65% ただし、担保提供の一部免除の場合年1.75%~1.9%
(担保免除割合によって、利率が異なります)
(利率は平成15年2月3日現在)
- ・ 期間 ... 5年以内 特に必要と認められる場合7年以内
(うち据置1年以内、特に必要と認められる場合2年以内)
- ・ 取扱期限...平成24年3月31日

担保・保証人は...

原則として必要です。ただし、担保が不足する場合には一部免除の特例があります。

必要書類等は...

- ・ 3期分の決算書、最近の試算表等をご用意下さい。
- ・ ご融資の際に所定の契約書・念書、商業登記簿謄本、印鑑証明書等が必要となりますが、必要となる時点で担当がまとめてご依頼申し上げます。

* ご不明の点については窓口あてご照会ください。

お問合せ先 商工中金 支店 TEL - -

商工中金からのご案内

取引先の倒産により、影響を受けている 中小企業の皆様へ 緊急経営安定対応貸付制度 中小企業倒産対策資金

対象となる事業者は...

取引先の倒産により経営に困難をきたしている等であって、下記の から のいずれかの要件に該当する中小企業の方

倒産した企業（以下倒産企業という）に対して 50 万円以上の売掛金債権等を有すること。

倒産企業との取引依存度が 20%以上であること。

倒産企業に貸付金、前払金、差入保証金等の債権を有すること。

倒産企業の債務を保証していること。

倒産企業の設置する商業施設等に入居し、倒産企業の業況悪化の影響を受けるおそれがあること。

倒産企業から受注予定の商品、役務等が企業倒産により取り消されたこと。

倒産企業は、原則として、借入申込み受付前 1 年以内に倒産したものに限られます。

対象となる資金は...

取引先の倒産に伴い発生した次の事由により緊急に必要とする設備資金（下記（4）に係るものに限る）及び長期運転資金

（1）売掛金債権、貸付金、前払金、差入保証金等の回収困難

（2）売上減少のための固定費負担

（3）保証等の履行

（4）上記対象事業者 に該当する方の代替施設への入居

（5）上記対象事業者 に該当する方が予定していた収入の減少の補填

（6）その他（1）～（5）に準ずるもの

貸付条件は...（利率は平成 15 年 2 月 3 日現在）

・金額 ... 1 億 5 千万円以内

・利率 ... 年 1 . 6 5 % ~ 1 . 8 5 %

ただし、担保一部免除の場合年 1 . 7 5 % ~ 2 . 1 0 %

貸付期間や担保免除割合によって、利率が異なります。

別途特別利率措置が適用される場合があります。

・期間 ... 15 年以内。ただし、長期運転資金においては、原則 5 年以内、特に必要な場合は 7 年以内。（うち据置 2 年以内。ただし、長期運転資金については 1 年以内。）

・担保・保証人

原則として必要です。ただし、担保が不足する場合に一部免除の特例があります。

・取扱期限...平成 24 年 3 月 31 日

必要書類等は...

・ 3 期分の決算書、月別売上資料、最近の試算表等をご用意下さい。

・ ご融資の際に所定の契約書・念書、商業登記簿謄本、印鑑証明書等が必要となりますが、必要となる時点で担当がまとめてご依頼申し上げます。

* ご不明の点については窓口あてご照会ください。

お問合せ先 商工中金 支店 TEL - -

商工中金からのご案内

企業再生支援貸出制度

商工中金と貸出取引を有する事業者のうち、過剰債務を抱えかつ債務超過に陥っている方に対して新たな貸出制度を創設いたしました。

対象となる事業者	過剰債務を抱えかつ債務超過に陥っているものの、自らのリストラ(事業再構築)努力により再建を図ろうとする事業者で以下の5つの要件を全て満たす事業者
お借入に必要な要件	(5つの要件) 受当な経営改善計画が策定され、当該計画を真摯に遂行する 将来的に債務超過を解消する見通しがある 債務の要償還年数が短縮される 主要取引金融機関が支援姿勢を明確にしている 申込時点で商工中金と貸出取引を有する
対象となる資金は	企業の再生に必要な設備資金・長期運転資金・短期運転資金(含む手形割引)であって、経営改善計画を実施するうえでも必要であると認められる資金
金額は	当金庫所定の限度額
期間は	原則として、運転資金10年以内、設備資金15年以内
利率は	当金庫所定の利率
担保は	原則として必要
保証人は	原則として必要
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 経営改善計画の審査等に時間を要する場合があります。・ 資金の必要時期等につきましては、あらかじめ商工中金の本支店にご相談くださいますようお願いいたします。

お問い合わせは、最寄の商工中金本支店までお願いします。